

## アフリカ知的財産ニュースレター Vol.60

### はじめに

2020年の年末、知的財産に関するブログ「IPKat」<sup>1</sup>に掲載された一連の投稿は、2020年にアフリカで起こった知財をめぐる様々な展開に脚光を当てている（以下のリンクを参照。）。その中から、いくつかの話題を取り上げる。さらに、南アフリカで最近示された商標関連の判決を論じる。

- 2020年アフリカ知財ハイライト #1: 著作権分野<sup>2</sup>
- 2020年アフリカ知財ハイライト #2: 商標分野<sup>3</sup>
- 2020年アフリカ知財ハイライト #3: 特許・意匠分野<sup>4</sup>
- 2020年アフリカ知財ハイライト #4: エンフォースメントおよびエンフォースメント関連<sup>5</sup>

### アフリカ — 視聴覚的実演北京条約

ブログ<sup>2</sup>は、2020年4月28日付で発効した「視聴覚的実演に関する北京条約」（通称：視聴覚的実演北京条約）がアフリカでどの程度実施されているかまたは国内法化されているかに注目している。視聴覚的実演北京条約は、映画、ビデオ、テレビ番組等の視聴覚的実演に携わる俳優および実演家の経済的権利および人格権について定めたものである。

アルジェリアは視聴覚的実演北京条約を自国の国内法に導入しているが、アフリカの主要な経済圏であるナイジェリアや南アフリカは導入していない、とブログは指摘している。しかし、ナイジェリアの場合、まもなく導入される可能性がある、と同ブログは続けている。ナイジェリアは視聴覚的実演北京条約を取り入れた著作権法の原案が存在しているからである。懸念されるのは、この法案が2015年以来ペンディング扱いとされていることである。

### ナミビア — 新たな著作権法

2020年、ナミビアの「企業知的財産機関」（BIPA: Business and Intellectual Property Authority）は、新たな著作権法に関する国民の意見を聴取するプロセスに着手した。新たに提案された著作権法は、国際的なベストプラクティスに適合しているだけでなく、ナミビアの国家発展アジェンダの中で策定された目標にも合致するものである。

<sup>1</sup> <https://ipkitten.blogspot.com>

<sup>2</sup> <https://ipkitten.blogspot.com/2020/12/africa-ip-highlights-2020-1-copyright.html>

<sup>3</sup> <https://ipkitten.blogspot.com/2020/12/africa-ip-highlights-2020-2-trademarks.html>

<sup>4</sup> <https://ipkitten.blogspot.com/2020/12/africa-ip-highlights-2020-3-patents-and.html>

<sup>5</sup> <https://ipkitten.blogspot.com/2020/12/africa-ip-highlights-2020-4-enforcement.html>

## ナイジェリア — 侵害に関する損害賠償

ブログ<sup>2</sup>は、著作権に関するアブジャ連邦高等裁判所の判決について論じている。ナイジェリアの法律に関する Intellectual Property Watch の記事へのリンク<sup>6</sup>も以下に掲げておくので参照されたい。

この判決が示された事案では、テレビ番組の制作会社である TV Xtra Production が、「Universities Challenge」と称するテレビのクイズ番組の構成に関する著作権を侵害したとして、国立大学委員会（NUC：National Universities Commission）と電気通信会社の Airtel（旧称 Zain）を提訴していた。

ブログの記事によれば、TV Xtra Production は、NUC に対し、問題の番組を承認するよう要請していた。しかし、そのような承認は行われず、とかくするうちに Zain（現在の名称は Airtel）が似たような構成を採用し、「Zain Africa Challenge」と称する類似番組を放映してしまった。アブジャの連邦高裁は著作権侵害が存在したとの判断を示し、原告の TV Xtra Production が米ドル換算で約 200 万ドルに相当する損害賠償を受け取ることを認めた。この判例は 2 つの理由から興味深い。一つ目は、ナイジェリアではテレビショーの構成について著作権が認められるということである——英国の法を踏襲している他の国でも同様な判決が見受けられる。二つ目は、認定された損害賠償の額がナイジェリアの基準に照らして高いということである。

## ナイジェリア — ロイヤルティの分配

ブログ<sup>2</sup>はある 1 件の判決について論じている。この訴訟では、ナイジェリアのラゴス連邦高等裁判所がナイジェリア著作権協会（COSON：Copyright Society of Nigeria）に対し、「一般分配」（General Distribution）と呼ばれるポリシーの実施を禁じる命令を発行した。「一般分配」というポリシーを実施すると、徴収されたロイヤルティの一部が同協会の会員全員に分配されるという事態が必然的に生じる。該当する年度に自らの著作物が 1 度も使用されていない会員にも、ロイヤルティが分配されるのである。連邦高裁の判決によれば、COSON は、ロイヤルティの分配先を当該年度に著作物が現実に使用された会員、つまり現実にロイヤルティを稼いでいる会員のみ限定することを事実上要求されている。

## ナイジェリア — 登録意匠に関する裁判所の判断

ブログ<sup>7</sup>によれば、登録意匠に関わる裁判所の判決はアフリカでは滅多に見られないという。West African Cotton Company Limited (WACCL) v Hozelock Exel の訴訟において、ナイジェリアのラゴス連邦高等裁判所は、新規性がないという理由で 2 件の意匠登録を抹消した。各種の出荷書類に表示されている創作物に類似しているという理由からである。

<sup>6</sup> <https://nipw.com/nigeria-news-nuc-airtel-to-pay-n703m-for-12-year-old-copyright>

<sup>7</sup> <https://ipkitten.blogspot.com/2020/09/west-african-cotton-company-limited-v.html>

## モーリシャス — 損害賠償認定に否定的な慣行

ブログ<sup>5</sup>は、モーリシャスの裁判所は模倣品が税関で入国を止められた場合に商標権者に対する損害賠償の認定を拒むという従来の慣行を墨守していると指摘した。*Hugo Boss Trade Mark Management GmbH & Co Kg V Eadally M.T. (2020 SCJ 84)* の訴訟を担当した裁判所は、模倣品が国内市場に侵入していないのであるから商標登録の権利者の評判または営業上の信用は損害を被っておらず、権利者の商品の市場も悪影響を被っていないという見解を採った。

## ナイジェリア — パンデミック期間の登録業務

ブログ<sup>3</sup>は、ナイジェリア商標登録局は「荣誉ある褒賞を受けるに値する」と述べている。2020年に発生した幾多の困難にも関わらず（その中には5週間のロックダウンやその後の人手不足が含まれている）、商標局はどうか6冊の商標公報を刊行し、しかもオンライン上にポータルを新設するに至ったとしている。

## 南アフリカ — 捜査押収命令

ブログ<sup>5</sup>は、南アフリカの判例 *Beyond Platinum (Pty) Ltd v Ellies Electronics (Pty) Ltd [2020]*<sup>8</sup>について論じている。この訴訟において、南アフリカ最高裁（Supreme Court of Appeal）は、「模倣品取締法」（1997年法律第37号）に規定された手段の濫用は容認されないという点を明確にした。この事案では、ある会社が模倣品と主張する商品に関して捜査押収令状を発行し、その令状はしかるべく執行され、模倣品は押収されて模倣品専用の倉庫に保管されていた。その後、さらに2通の令状が発行された。今回の訴訟の対象となったのは、後で発行された2通の令状である。裁判所は、後の方の令状は正当な理由なく発行されたとの判断を示した。従って、後で発行された2通の令状は破棄されることとなった。

このブログは上述の裁判所の所見を、「令状発行を求める申立の裏に隠された目的があってはならない」、「被疑者となった商業事業者のプライバシー権、財産所有権、公正な裁判を受ける権利を不当に制限することは誰にもできない」という意味に解釈している。模倣品取締法の規定は「それを援用することが正当とされる場合に限って援用されるべきものである」と同ブログは続けている。

## ケニア — 知財当局の統合

ケニアでは、ケニア著作権委員会（KECOBO）、ケニア産業財産権機関（KIPI）および模倣品取締機関（ACA）を統合して「ケニア知的財産庁」（KIPO）と呼ばれる新たな国家機関を創設するという提案がなされている<sup>9-10</sup>。同ブログ<sup>4</sup>によれば、ケニアにはこの他にも、地理的表示（GI）を商標法の適用対象に含めるのではなく、特に、地理的表示を対象とした法律を制定

<sup>8</sup> [www.saflii.org/za/cases/ZASCA/2020/154.html](http://www.saflii.org/za/cases/ZASCA/2020/154.html)

<sup>9</sup> <https://www.scac.go.ke/2015-02-16-09-56-36/reports>

<sup>10</sup> <https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/215-call-for-public-participation-on-the-intellectual-property-bill-2020>

するという計画があるという。しかし、総合的な知的財産ポリシー文書はまだ策定されていないとしている。

## ナイジェリア — 知財当局の統合

ナイジェリアに関して、同ブログ<sup>4</sup>は、知財を管轄する行政機関が統合される予定の「産業財産委員会」(IPCOM)と呼ばれる機関について報告している。この機関の機能の中には、商標法、特許・意匠法を含む法律の改正と廃止や、植物品種、動物育成者および農業者の権利に関する特別法の立案予定がある。

## 南アフリカ — 調停

ブログ<sup>5</sup>の報告によれば、2020年のうちに南アフリカは同国の民事訴訟規則を改正しており、それにより、あらゆる紛争(知的財産をめぐる紛争を含む)の当事者は、最初に調停を求める権利を考慮する義務を負うこととなった。改正規則の下で、原告は、裁判所に訴訟を提起する前に、所定の書式に従って調停を受け容れるか調停に反対するかを記載した書類(調停に反対する場合には反対する理由も記載すること)を提出しなければならない。被告側も同様の書類の提出を要求される。

## 南アフリカ — EU 離脱後の英国とアフリカ諸国との貿易協定

1篇の論文<sup>11</sup>が2021年1月19日発行の南アフリカの法律情報誌「Without Prejudice」<sup>12</sup>に発表された。「Brexit - next steps for Africa」(ブレグジット——アフリカの次の一步は)と題された論文で、その中で著者のDaryl Dingley氏は以下のような指摘を行っている。

- いわゆる「ブレグジット」のプロセスの帰結として、英国は2020年12月31日をもって正式に欧州連合から離脱した。
- 南アフリカ関税同盟(SACU: South African Customs Union)、ボツワナ、エスワティニ、レソト、ナミビア、南アフリカからなる通商ブロックは、そのような事態を想定してすでに英国と貿易協定を締結していた。この協定は、SACUがEUと取り交わした貿易協定の引き写しである。この英国との協定は、今後、特に南アフリカの農業界に恩恵をもたらすものとなるだろう。
- 他のアフリカ諸国は、英国との協定をまったく締結していない。著者によれば、アフリカのほとんどの国々はまだ英国との交渉を開始するところまでも行っておらず、アフリカ最大の経済圏であるナイジェリアは、どうやら英国側が最初に動くのを待っていたようである。英国は、貿易協定の可能性とメリットを説明するために、アフリカ諸国向けのバーチャル会議<sup>13</sup>を予定している。

<sup>11</sup> [https://www.africa-legal.com/news-detail/brexit-next-steps-for-africa/?fbclid=IwAR1ej\\_aHJlme7Q6zAwKaj78XyRsHhc8HdqAuzpdyTgF6rzdqAIPSu70003l](https://www.africa-legal.com/news-detail/brexit-next-steps-for-africa/?fbclid=IwAR1ej_aHJlme7Q6zAwKaj78XyRsHhc8HdqAuzpdyTgF6rzdqAIPSu70003l)

<sup>12</sup> [withoutprejudice.co.za](https://www.withoutprejudice.co.za)

<sup>13</sup> [euractiv.com/section/africa/news/african-trade-pact-offers-chance-to-kickstart-uk-trade-ties/](https://euractiv.com/section/africa/news/african-trade-pact-offers-chance-to-kickstart-uk-trade-ties/)

- 新たに運用開始されたアフリカ大陸自由貿易協定（African Continental Free Trade Area Agreement ; AfCFTA）の存在にも関わらず、アフリカが統一された意向を提示しないのは問題だ、と著者は感じている。英国との直接交渉に取り組むべき主体はアフリカ連合（AU : African Union）であり、英国政府には目下のところ悩みの種が他にも数多くあるのだから、その交渉においてはAUが舵をとるべきだと著者は考えている。
- 著者はさらに、貿易協定の見通しを英国にとってより魅力的なものにするために、アフリカ諸国は自国の経済の多様化に目を向け、英国が投資できる分野を明らかにし、そういう分野がなければ創設し、新たな産業を開くべきだと示唆している。また、アフリカは関税の引き下げにも目を向けるべきである。

この論文の中で指摘された論点の中には、英国以外の国との貿易協定にも適用できるものがある。

## 南アフリカ — 商標判決

最近の南アフリカの判例、*Open Horizon Ltd v Carnilinx (Pty) Ltd, Gauteng High Court, 20 November 2020*<sup>14</sup> が興味深い。

この訴訟の争点は、競業者が「Atlantic（大西洋）」という商標を紙巻き煙草に使用したことによって「Pacific（太平洋）」という商標の第 34 類（たばこ）への登録が侵害されているか否か、という問題であった。この競業者は、他にも「Atlantic」という語を盛り込んだ商標（Atlantic Breeze、Atlantic Blu 等）を同時に使用していた。実は、今回の訴訟の侵害被告は、かつて商標権者のライセンシーであった。「Pacific」と「Atlantic」という2つの商標は、外観も称呼も似ていない。したがって、本件の判断は原告が主張する概念的類似性にかかっていた。

当然のことながら、被告は、海洋の名称を独占する権利を特定の企業が持つべきではないと主張した。この主張を裏付けるため、被告は、南アフリカで煙草に使用される商標として海洋または海に関連する様々な文言が登録されており、その中には Caspian、Ocean Mist、Winston Arctic といった商標が含まれていると指摘した。

裁判官は被告に同意して次のように述べた：「海洋という概念を独占しようという原告の欲求には、正当な根拠が存在しない...いかなる者も、思想や概念を、本件の場合で言えば海洋という概念を、独占することはできない」。裁判官はさらに続けて次のように述べている：「原告が海洋の領有を主張することはできないという私の見解は強固なものとなっている。商標として登録された海洋の名称は、海洋にまつわる思想の独占権を生じさせるものではない」。

原告である商標権者は、さらに、問題の2つの商標に同じ接尾辞「IC」が使用されていることが混同を生じさせる恐れがあると主張していたが、この主張もまた認められなかった。「両方の商標が同じ「IC」という文字で終わるという事実は、それだけでは、問題の商標（Atlantic）

<sup>14</sup> <http://www.saflii.org/za/cases/ZAGPPHC/2020/674.html>

が商標「Pacific」との概念的類似性を有すると主張するには不十分である... 「IC」という文字で終わっている商標は数多くある」と裁判官は判示している。

最後に、裁判官は不正競争に関する原告の主張を棄却した。裁判官は、被告がかつて原告のビジネスパートナーだったという事実が特に本件に関係しているとは考えなかったのである。本件の裁判官が南アフリカ最高裁の重要な判例を数多く援用しているという点は注目に値する。それらの判例の中には、以下のような主要な商標判例が含まれていた。

- *Verimark (Pty) Ltd v BMW AG 2007 (6) SA 263 (SCA)*.
- *SmithKline Beecham Consumer Brands (Pty) Ltd v Unilever 1995 (2) SA 903 (A)*.

また、裁判官は不正競争をめぐる争点に関して南ア最高裁の直近の判例を援用している。すなわち、以下の判例である。

- *Pexmart CC v H.Mocke Construction (Pty) Ltd (2018) ZASCA 172*.

[特許庁委託]  
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 60

[著者]  
Spoor & Fisher  
spoor • fisher  
patents • trade marks • copyright

[発行]  
日本貿易振興機構 ドバイ事務所  
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,  
U.A.E.  
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai\_ipr@jetro.go.jp

**JETRO**  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2021年2月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。